

銃器犯罪抑止のための更なる施策について

平成19年6月25日
銃器対策の更なる施策検討のための
プロジェクトチーム

我が国においては、これまでも厳しい銃器規制を行ってきており、累次の罰則強化を含む法令の整備や関係機関による取締り等の推進により、近年は銃器発砲件数が大幅に減少するなど一定の成果を挙げてきている。

しかしながら、本年に入り、銃器を使用した犯罪が連続し、国民生活に重大な脅威となっている。銃器犯罪の多くに暴力団が関与しており、銃器犯罪の根絶のためには、暴力団の存在を許さないための総合的な対策を一層強化するとともに、下記の施策を緊急に実施することが必要である。

記

1 法令等の見直し等

- (1) けん銃に係る罰則の強化等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の改正案について、可及的速やかな国会提出を目指す。
- (2) 銃器議定書及びその担保法についても同様である。

2 体制、装備資機材等の充実

- (1) 体制
 - けん銃摘発のための体制、銃器犯罪組織等に関する情報の集約・分析のための体制の充実を図る。
 - 暴力団に対する民事訴訟支援、被害者等保護対策のための体制の充実を図る。
 - 巡視艇複数クルー制の導入、「海上取締センター」（横浜税関）及び「犯則調査センター」（東京税関）の設置等、海上における監視警戒・取締りや出入国管理の強化のための体制の充実を図る。
- (2) 装備資機材等
 - 捜索用資機材、車両等に対する捜査のための支援基盤、情報分析システム、被害者等保護対策用資機材の充実を図るとともに、警察犬の活用等に努める。
 - エックス線検査装置、埠頭監視カメラの増強、爆発物・銃器探知犬等の導入等を図るとともに、次世代エックス線検査装置についての調

査研究の促進を図る。

- IT技術を活用したコンテナターミナル出入管理システムを開発し、実用化を目指す。
- 速力、夜間監視能力等に優れた巡視船艇・航空機の整備を推進するとともに、水際における監視警戒・取締りに必要な資機材等の充実を図る。

3 水際対策の充実強化

- (1) 銃器等の密輸入の中継地となる可能性の高い離島や洋上における監視警戒及び取締りを積極的に推進する。
- (2) 本年2月に施行され6月にその強化がなされた外国貿易船等の積荷等に関する事前報告制度を活用し、不審貨物等のよりの確な絞込みを実施する。
- (3) 全国125港に開設されている港湾保安委員会の更なる活用を図り、関係機関との連携強化に努める。
- (4) 容疑船舶等に関するデータベースの一層の整備を図る。

4 国際協力の充実強化

- (1) 銃器等に関する密輸情報が入手できる可能性の高い国・地域に職員を派遣する等、関係取締機関との情報交換をさらに推進する。
- (2) 世界税関機構(WCO)法執行委員会等の協議を通じ、税関監視取締ネットワーク(CEN)の有効活用を推進する。
- (3) 現在協議中の税関相互支援協定等の早期署名に努めるとともに、新たな税関相互支援協定等の締結に向けた取組みを推進する。
- (4) 主としてアジア大洋州地域の開発途上国の税関職員を対象に、銃器の密輸取締りに資するため、情報分析能力の強化等を目的とした研修等を実施する。

5 民間協力の充実強化

- (1) 離島、不開港等の漁業関係者や地域住民に情報提供の協力要請を強化することとし、民間協力者の増員及び緊密な連絡体制の構築を図る。
- (2) 国際宅配便等を取り扱う業者に対し、荷物の中に隠匿された銃器等の発見につながる情報の提供について協力を要請する。
- (3) 「密輸防止に関する覚書」(MOU)締結団体と税関との定期的な会議を設けるなどして、更なる緊密な連絡体制の構築に努める。
- (4) 旅行会社等に対し、銃器密輸防止に関するパンフレットの旅行者に対する配布について、一層の協力を要請する。

6 その他の施策

- (1) 「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」を活用して銃器の危険性について広報・啓発を進めるとともに、非行防止教室など学校をはじめとする様々な場で銃器やナイフなどの持つ危険性について取り上げ、子ども達の理解の促進に努める。
- (2) より幅広く銃器に関する情報を受け付けるため、報奨を支払うなど新たな仕組みについて検討する。
- (3) インターネット上のポータルサイトにおいて、銃器の所持は違法である旨のバナー広告表示を行うなど広報啓発活動を推進する。
- (4) けん銃等を使用した犯罪の科刑状況をよりの確に把握できるように、統計の調査項目の見直しを行う。

銃砲刀剣類所持等取締法上のけん銃等に係る罰則変遷表

資料6

種別	改正年月日等 罪名	法 定 刑						現在	
		昭和33年3月10日 昭和33年4月1日	昭和40年4月15日 昭和40年7月15日	昭和52年6月1日 昭和52年7月1日	平成3年5月2日 平成4年3月1日	平成5年6月15日 平成5年7月15日	平成7年5月12日 平成7年6月12日		
けん銃本体関係	けん銃等の発射							無期又は3年以上の有期	無期又は3年以上の有期
	けん銃等の輸入		5年以下 30万円以下	1年以上10年以下	→	3年以上の有期	→	3年以上の有期	
	同営利目的		7年以下 50万円以下	1年以上の有期 300万円以下の罰金併科可	1年以上の有期 500万円以下の罰金併科可	無期又は5年以上の有期 500万円以下の罰金併科可	無期若しくは5年以上の有期 1000万円以下の罰金併科可	無期若しくは5年以上の有期 1000万円以下の罰金併科可	
	けん銃等の所持	3年以下 5万円以下	5年以下 20万円以下	10年以下 100万円以下	10年以下 200万円以下	1年以上10年以下	→	1年以上10年以下	
	加重所持					3年以上の有期	→	3年以上の有期	
	けん銃等の譲り渡し等					1年以上10年以下	→	1年以上10年以下	
	同営利目的					3年以上の有期 200万円以下	3年以上の有期 500万円以下の罰金併科可	3年以上の有期 500万円以下の罰金併科可	
	けん銃等の輸入予備				5年以下 100万円以下(○)	→	→	5年以下 100万円以下(○)	
	輸入資金提供等				5年以下 100万円以下(○)	→	→	5年以下 100万円以下(○)	
	けん銃等の譲渡し等の周旋					3年以下	→	3年以下	
けん銃部品関係	けん銃部品の輸入				3年以下 50万円以下(○)	→	5年以下 100万円以下(○)	5年以下 100万円以下(○)	
	けん銃部品の所持				2年以下 30万円以下(○)	→	3年以下 50万円以下(○)	3年以下 50万円以下(○)	
	けん銃部品の譲渡し等				2年以下 30万円以下(○)	→	3年以下 50万円以下(○)	3年以下 50万円以下(○)	
	けん銃部品の譲渡し等の周旋				6月以下 20万円以下(○)	→	1年以下 30万円以下(○)	1年以下 30万円以下(○)	
けん銃実包関係	けん銃実包の輸入						7年以下 200万円以下	7年以下 200万円以下	
	同営利目的						10年以下 300万円以下の罰金併科可	10年以下 300万円以下の罰金併科可	
	けん銃実包の所持						5年以下 100万円以下(○)	5年以下 100万円以下(○)	
	けん銃実包の譲渡し、譲受け						5年以下 100万円以下	5年以下 100万円以下	
	同営利目的						7年以下 200万円以下	7年以下 200万円以下	
	けん銃実包の譲渡し、譲受けの周旋						2年以下 30万円以下(○)	2年以下 30万円以下(○)	

※「改正年月日等」については上段は公布日、下段は施行日(○)は、情状により罰金を併科できる。

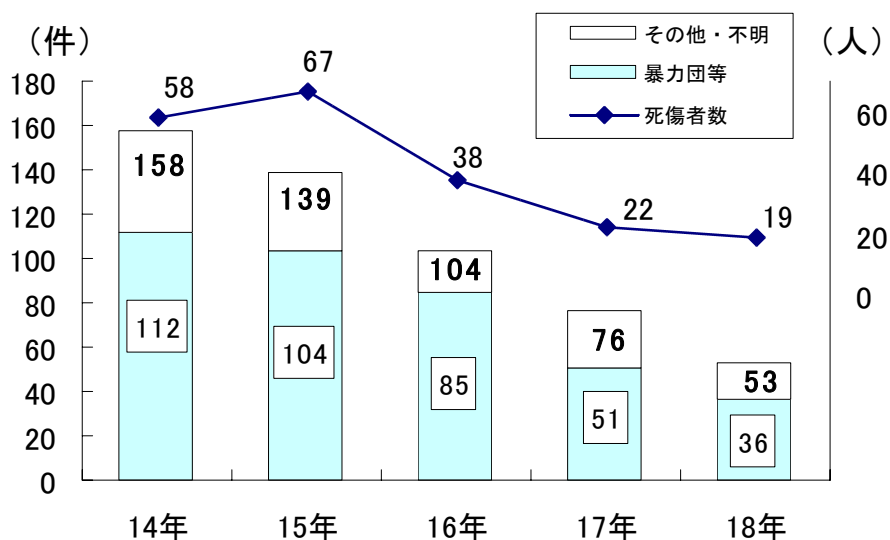
近年の銃器犯罪情勢及び銃器事犯取締状況

1 銃器犯罪情勢

(1) 銃器発砲事件は過去最少の水準で推移

発砲事件による死傷者数も19人(-3人、-13.6%)と減少した。また、暴力団の対立抗争に伴う発砲事件は0件(-11件、-100.0%)であった。

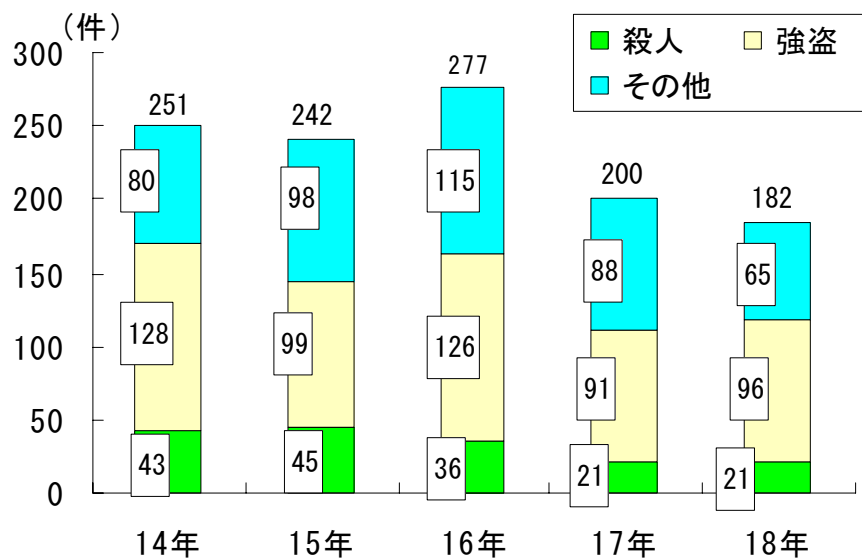
【銃器発砲事件及び死傷者の推移】



(2) けん銃使用事件の認知件数は減少傾向

罪種別では、殺人が21件(±0件、±0.0%)と前年と同様で、強盗が96件(+5件、5.5%)と増加したが、その他の犯罪が65件(-23件、-26.1%)と減少した。

【けん銃使用事件の認知状況】

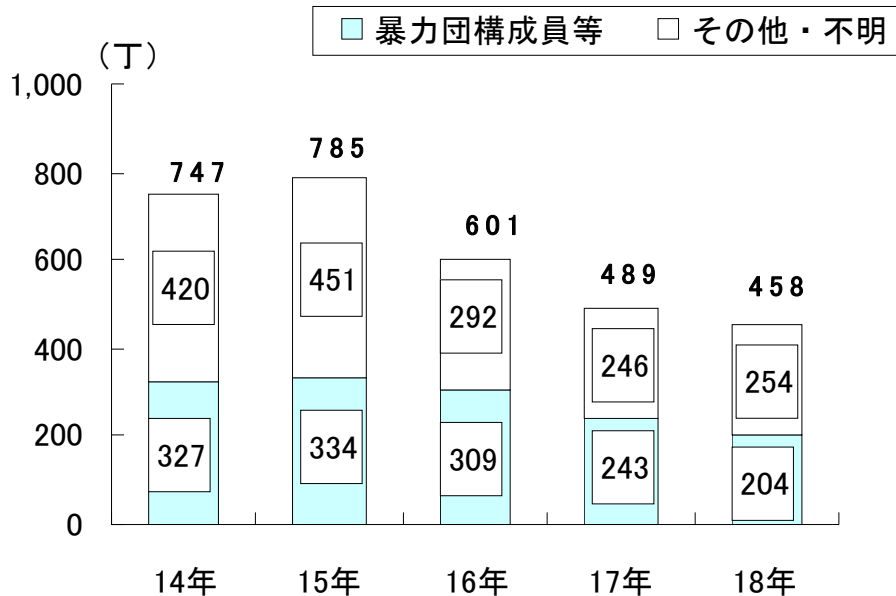


2 銃器事犯取締状況

(1) けん銃の摘発は、押収が減少傾向

暴力団構成員等からの押収が204丁(-39丁、-16.0%)と減少した。
密輸入事犯に係る押収が12丁(+8丁、+200.0%)と増加した。

【けん銃押収丁数の推移】



(2) けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は増加

暴力団構成員等の検挙人員も191人(+34人、+21.7%)と増加しており、全体の約7割近くを占めている。

【けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況の推移】

